

令和2年1月吉日

タクシー運賃の改定について (多摩エリア)

多摩地区においては、平成19年度の運賃改定以降、良質で安全な輸送サービスの提供に努力してまいりましたが、近年の人件費の高騰、車両や乗務員に対する安全に関わる経費の増大から、国土交通省に運賃改定要請を行い、この度令和元年12月13日に国土交通省から新たな公定幅運賃が公示され、令和2年2月1日より実施となりますのでお知らせいたします。今回は東京都特別区、武蔵野市・三鷹市地区のタクシー運賃の変更はございません。

この運賃改定要請においては、初乗り距離を短縮して、利用者の皆様により利用しやすい運賃の実現とさらなる安全、安心な利用者サービスの提供を目指しております。また、タクシー乗務員の確保と労働条件の改善を図るための運賃改定要請でもあり、ご乗車の距離によっては従来の運賃より高くなりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

◆ 新運賃について(多摩エリア)

[概要]

タクシーは国が定めた公定幅運賃の中から、各タクシー事業者の判断で選択し運賃が決定されます。
なお、今回の公定幅運賃は次のとおりです。
また、今回の改定と併せて、迎車回送料金も次のとおり改定されます。

<一般的な普通車の場合>

(旧)

	初乗り運賃 (2km)	加算運賃	時間距離併用制運賃 (時速 10km/時以下)
A 運賃(上限)	740 円	271m ごと 90 円	1 分 40 秒 ごと 90 円
B 運賃	730 円	275m ごと 90 円	1 分 40 秒 ごと 90 円
C 運賃	720 円	279m ごと 90 円	1 分 40 秒 ごと 90 円
D 運賃(下限)	710 円	282m ごと 90 円	1 分 45 秒 ごと 90 円



(新)

	初乗り運賃 (1.2km)	加算運賃	時間距離併用制運賃 (時速 10km/時以下)
A 運賃(上限)	500 円	257m ごと 100 円	1 分 35 秒 ごと 100 円
B 運賃	490 円	262m ごと 100 円	1 分 35 秒 ごと 100 円
C 運賃	480 円	268m ごと 100 円	1 分 40 秒 ごと 100 円
D 運賃(下限)	470 円	273m ごと 100 円	1 分 40 秒 ごと 100 円

* タクシー事業者は上記から一つ運賃を選択(届け)し、営業を行っております。

◇迎車回送料金

(旧)スリップ制 1Km を限度として実車扱い ⇒ (新)1 回につき定額料金を事業者ごとに設定

◇問い合わせ先

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 総務部 広報担当
〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番13号 自動車会館6階
TEL 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665 E-mail admin@taxi-tokyo.or.jp